

平成22年11月29日

生駒市議会議長 中谷尚敬 殿

都市建設委員会委員長 浜田佳資

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成22年11月8日(月)
- 2 派遣場所 大阪府岸和田市及び箕面市
- 3 事 件 (1) 景観条例について
 - ① 岸和田市都市景観条例について
 - ② 箕面市都市景観条例について
- 4 派遣委員 浜田佳資、角田晃一、伊木まり子、中浦新悟
- 5 欠席委員 中野陽泰
- 5 概 要 別紙のとおり

別紙

視察先	大阪府岸和田市
施策等の名称	岸和田市都市景観条例について
視察の目的	<p>生駒市では、景観条例を制定するため、素案づくりが行われるとともに、景観計画の策定も進められている。そこで、先進地の制定・策定過程や特色などを視察して、今後の本市の施策の参考とする。</p>
施策等の概要	<p>岸和田市は、平成元年、当時の国の政策事業「ふるさと創世1億円事業」で交付された1億円に市が2億円をプラスして基金を創設し、歴史的まちなみの保全に取り組んできた。</p> <p>平成2年に「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定。</p> <p>平成6年には「都市景観条例」を施行。</p> <p>平成7年からは「岸和田市らしさを目指した景観形成ガイドライン（Ⅰ：大型建築物等の都市景観形成にかかる誘導基準、Ⅱ：公共建築物等デザインマニュアル、Ⅲ：色彩景観誘導マニュアル）」を策定し、このガイドラインに基づき大規模建築物は届出制とし、届出した事業者から直接話を聞き、助言・誘導を行う景観施策を推進している。この助言・誘導には、専門家により構成される「環境デザイン委員会」が当たっている。</p> <p>平成17年に「景観法」が施行されたため、法と条例との整合性を持たせるため改正作業を進め、本年6月に「都市景観条例」を全部改正し、7月には景観計画を策定、10月から新しい条例、計画を施行している。</p> <p>この間、平成20年に景観行政団体となった。</p> <p>より良い景観がもたらすものは、地域への誇りであり自分たちのまちへの愛着と考え、「まちはみんなの共同作品・・・まもり、そだてよう、みんなのまち」を合い言葉にこの施策に取り組んでいる。平成14年には都市景観賞を設けている。</p>
考察	<p>(本市施策等への反映の考え方など)</p> <p>岸和田市での、「岸和田市らしさを目指した景観形成ガイドライン」という景観に配慮するよう、デザインも含め多様な誘導基準を持つ独自のガイドラインを設け、事業者に対し、事前に助言・誘導を行う方法は、規制による制御の限界をカバーするものに留まらず、景観形成の実質的中心をなしている。生駒市においても、この発想と仕組みを景観形成の軸に据えるべきものと考え。</p> <p>「岸和田市らしさ」に拘っている点が、市への愛着と誇りを感じる。こ</p>

	<p>の「愛着と誇り」がより良い景観をつくるバックボーンとなり、景観施策を実のあるものにできるものとする。ただ、「生駒らしさ」を具体的に考えるにあたっては、類似性の高い箕面市が参考になるものとする。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>古くは岸和田城の城下町として発展してきた人口約20万人の特例市。泉南地域の中心都市であり、大阪府の出先機関や企業の支店などが集中している。生駒市との類似点はあまりないが、市民の声を十二分に活かしたまちづくりを進めてきた点は大いに参考になる。因みに市のキャッチフレーズは、「人がいき 地域が輝くまち岸和田」。</p> <p>お話しや提供された資料から、その根底に自分たちのまちに愛着を持ち、誇りを持って欲しいという行政マンの思いがあるのではないかと。</p> <p>生駒市においても、条例制定までに、条例がどのような結果をもたらすかについてできるだけ多くの市民に理解していただき、条例制定後には「我がまち生駒」に対する誇りと愛着が根付いてほしいものです。単に、“景観計画、条例を作った”だけに終わらないように策定を進めたいものです。</p> <p>岸和田市のまちづくりを現地視察する時間が取れず残念でしたが、今後、今回学んだことを持ち帰り検討したうえで、再度岸和田市を訪れたほうがより調査効果が上がる可能性があること、午後の箕面市での視察を含め総合的にみれば、今回の視察で先進地の景観施策の概要を学ぶことができたことから、常任委員会の視察方法として、今回のような日帰り視察を複数回行う方法も検討すべきと思われる。</p>

視察先	大阪府箕面市
施策等の名称	箕面市都市景観条例について
視察の目的	生駒市では、景観条例を制定するため、素案づくりが行われるとともに、景観計画の策定も進められている。そこで、先進地の制定・策定過程や特色などを視察して、今後の本市の施策の参考とする。
施策等の概要	<p>箕面市は、平野部から北方向を見ると北摂山系の山なみが借景として映える景観構造を有している。</p> <p>平成3年に都市景観基本計画を策定後、山麓に階段状マンションや墓地の開発計画が持ち上がり、何とか阻止したいということで、平成9年に都市景観条例を制定。平成10年には山なみ景観保全地区（指定後建築物は1件）、平成22年には山すそ景観保全地区を指定するなど、景観保全のための独自の取り組みを行っている。</p> <p>都市景観基本計画では、全市の基本方針とともに13の地区タイプ別景観形成の方針を有し、個々の景観特性を活かした取り組みがされている。</p> <p>都市景観基本計画に基づき、景観法と都市景観条例の一体的運用がなされ、建築物等や広告物等への規制と支援が行われている。</p> <p>都市景観審議会での審議、景観アドバイザーによる相談窓口の設置、景観まちづくりへの助成制度なども行われている。住民や施主、事業者などが自ら景観形成地区にしたいと市に提案し地区景観づくりを推進している地区もあり、市民・事業者・行政が協働して景観を守る取り組みを推進している。</p> <p>山なみ景観保全では、8カ所の眺望点を選び、山なみを点検し守っている。</p> <p>市は、箕面市都市景観基本計画、景観まちづくりのススメ、都市景観形成地区の作り方など、非常に解りやすいパンフレットを多種作成し、市民・事業者を巻き込んだ景観まちづくりへの啓発を行っている。</p>
考察	<p>(本市施策等への反映の考え方など)</p> <p>箕面市は大阪のベッドタウンとして発展してきたことや、人口構成、旧住民と新住民、北摂山系をバックに広がる市街地など、生駒市と類似点が多いため、箕面市での先進的取り組みは生駒市にとって大いに参考になる内容が多いものと思われる。</p> <p>とりわけ、大規模開発・建築に際し、施主・事業者との話し合いの場を</p>

	<p>必ずつくり、より良い景観形成に施主・事業者を引き込む点、その際、彼らの利益にもなることを指摘するなど相手の立場にもしっかりと配慮した対応をされている点、その際、専門家によるアドバイスを入れる点、これらの手法は生駒市においても取り入れるべきものとする。</p> <p>箕面市では、住民や地権者からの要望による景観形成地区指定においては、区画整理後、7、8年かけて100回以上協議を重ねたとのこと。こういった粘り強い取り組みが、景観に配慮したまちづくりへの住民や施主・事業者の意識を向上させ、景観に配慮した建物であることを“売り”にしている事業者も現れるまでになっている。上記手法の成果であるとする。</p>
委員の意見等	<p>市庁舎の会議室で説明を聞いたが、パワーポイントを使って現場の写真などを提示し詳細に説明されたため、現地視察の時間が取れない視察ではあったが、非常に解りやすかった。特に、建造物外壁や看板の色調調整、山なみ保全地区における稜線と建築物の関係などは、パワーポイントを用いると変更点が画面上で明示されるため、現地視察より解りやすいと思われた。</p> <p>市の面積の半分が箕面国定公園という環境に恵まれているが、市民の熱意が箕面市の景観や“みどり”を守っている。</p> <p>都市計画審議会が都市景観の形成に関する相談窓口を設け、今後のまちづくりに活かしていこうという取り組みは、今後の生駒市の景観行政に活かしていくべきものと考えている。</p> <p>市の駅前北口再開発地区や北部地域の開発についても箕面市の取り組みを参考に再考してみたい。</p>